

2024年3月8日

地域サッカー協会 御中
都道府県サッカー協会 御中
各種連盟 御中

公益財団法人日本サッカー協会
法務管理部

懲罰規程の改正に関して

前略 平素より本協会の活動に格別のご高配を賜り御礼申し上げます。さて、標題の件につきまして、昨日の本協会理事会にて、「懲罰規程」の改正が決議されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

改正の概要： 下記の通り

改正の施行日： 2024年4月1日

(1) 「退場」に伴う懲罰の国際基準に合わせた見直し（〔別紙1〕競技及び競技会に関する懲罰基準）

「退場」に伴う出場停止等に関する規定について、FIFA および AFC 等の懲罰規程が定める国際的基準に合わせて改正するもの（違反行為の分類及び量刑）。

なお、この(1)の改正については、年度をまたいで開催される大会の場合など特別の事情がある場合、主催の加盟団体の別段の決議により、改正の適用開始日を施行日（本年4月1日）から前後して設定することを妨げないことが同時に決議されています。

(2) 裁定委員会・規律委員会の懲罰基準について（27条2項、34条3項）

競技および競技会に関連して生じることを想定して設置されている各規定（〔別紙1〕）について、規律委員会が懲罰基準として適用可能であること、反対に、競技および競技会以外の場面において生じることを想定した各規定（第34条）について、裁定委員会が懲罰基準として適用可能であること、をそれぞれ確認的に明確化する。

(3) 不服申立委員会の事案の公表（48条の2）

裁定委員会および規律委員会の決定の公表（第23条の2）と同様に、不服申立委員会の決定およびその概要についても同様の公表基準の下、公表する。

以上

本件に関する問い合わせ先：
(公財)日本サッカー協会 法務管理部
e-mail: jfa_legal_mng@jfa.or.jp

懲罰規程 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>懲罰規程</p> <p>第2条 〔対象者〕</p> <p>本規程に基づき懲罰の対象となる者は、基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等並びにJFAフットボールエージェント規則に定めるフットボールエージェント（同人が所属するエージェンシーを含む、以下同じ）とする。</p> <p>第3条 〔都道府県等の司法機関における懲罰〕</p> <p>1. 司法機関組織運営規則第19条に基づき、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県協会等の司法機関に、その所管する加盟団体、加盟チーム又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。なお、特定の懲罰問題について、当該権限を有する都道府県協会等の司法機関が複数あるなど、当該権限を行使すべき機関に疑義が生じた場合には、本協会の規律委員会又は裁定委員会が個別に決定するものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する懲罰（以下、「6ヶ月以上等の重罰」という。）を科す場合、Jリーグを除く都道府県協会等の司法機関には決定権はなく、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。</p> <p>（1）6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止又はサッカー関連活動の停止・禁止</p> <p>第4条 〔懲罰の種類〕</p> <p>1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。</p> <p>（1）戒 告</p> <p>書面をもって戒める</p>	<p>懲罰規程</p> <p>第2条 〔対象者〕</p> <p>本規程に基づき懲罰の対象となる者は、基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等並びにJFAフットボールエージェント規則に定めるフットボールエージェント（同人が所属するエージェンシーを含む、以下同じ）とする。</p> <p>第3条 〔都道府県等の司法機関における懲罰〕</p> <p>1. 司法機関組織運営規則第19条に基づき、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県協会等の司法機関に、その所管する加盟団体、加盟チーム又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。なお、特定の懲罰問題について、当該権限を有する都道府県協会等の司法機関が複数あるなど、当該権限を行使すべき機関に疑義が生じた場合には、本協会の規律委員会又は裁定委員会が個別に決定するものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する懲罰（以下、「6ヶ月間以上等の重罰」という。）を科す場合、Jリーグを除く都道府県協会等の司法機関には決定権はなく、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。</p> <p>（1）6ヶ月間以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止又はサッカー関連活動の停止・禁止</p> <p>第4条 〔懲罰の種類〕</p> <p>1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。</p> <p>（1）戒 告</p> <p>口頭又は書面をもって戒める</p>	

(2) 譴責

始末書をとり、将来を戒める

第8条 〔役員及び監督等の加重〕

役員、監督その他の管理・監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重して適用することができる。

第23条の3 〔時効〕

1. 規律委員会、裁定委員会及び都道府県協会等の司法機関は、行為の時から以下の期間（以下、「時効期間」という。）が経過した場合、懲罰を科すことはできないものとする。

- (1) 競技及び競技に関する違反行為（第2号を除く）： 2年
- (2) 八百長（〔別紙1〕3-6）： 10年
- (3) 贈収賄・汚職（第34条第1項第6号）、不正経理（同第7号）又は横領等（同第8号）： 10年
- (4) その他の行為： 5年

第24条 〔競技及び競技会に関する違反行為〕

加盟団体、加盟チーム又は選手等の違反行為のうち、本協会又は都道府県協会等が主催する公式試合及び公式競技会に関するものに対しては、本節の定めるところにより、所管の規律委員会の調査・審議を経て懲罰を適用する。

第27条 〔競技及び競技会に関する懲罰基準〕

競技及び競技会に関する違反行為に対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会に関する懲罰基準』に従って科されるものとする。

(2) 譴責

書面をもって戒め、始末書の提出を求める

第8条 〔役員及び監督等の加重〕

加盟団体又は加盟チームの役員、監督その他の管理・監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重して適用することができる。

第23条の3 〔時効〕

1. 規律委員会、裁定委員会及び都道府県協会等の司法機関は、行為の時から以下の期間（以下、「時効期間」という。）が経過した場合、懲罰を科すことはできないものとする。

- (1) 競技及び競技会に関する違反行為（第2号を除く）： 2年
- (2) 八百長（〔別紙1〕3-6）： 10年
- (3) 贈収賄・汚職（第34条第1項第6号）、不正経理（同第7号）又は横領等（同第8号）： 10年
- (4) その他の行為： 5年

第24条 〔競技及び競技会に関する違反行為〕

加盟団体、加盟チーム又は選手等の違反行為のうち、本協会又は都道府県協会等が主催する公式試合及び公式競技会に関するものに対しては、所管の規律委員会の調査・審議を経て懲罰を適用する。

第27条 〔競技及び競技会に関する懲罰基準〕

1. 競技及び競技会に関する違反行為に対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会に関する懲罰基準』に従って科されるものとする。

る。

第32条 〔選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則並びにJFAフットボールエージェント規則に関する違反行為〕

加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人の違反行為のうち、選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則並びにJFAフットボールエージェント規則に関する違反行為については、第3条に定める都道府県協会等の司法機関への懲罰権の委任は適用されず、本協会規律委員会が直接かつ専属的に懲罰権を有するものとし、調査、審議し、懲罰を決定する。

第33条 〔裁定委員会の調査、審議〕

加盟団体、加盟チーム、選手等及びフットボールエージェントの違反行為のうち、前2節に定めるもの（競技及び競技会に関する違反行為並びに選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則及びJFAフットボールエージェント規則に関する違反行為）を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会の裁定委員会又は第3条〔都道府県協会等の司法機関における懲罰〕所定の都道府県協会等の司法機関が、調査、審議し、懲罰を決定する。

第34条 〔違反行為〕

1. 加盟団体、加盟チーム、選手等及びフットボールエージェントが次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第4条の懲罰を科す。
 - (1) 本協会の各種規程・規則に違反したとき
 - (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき
 - (3) 本協会、加盟団体、加盟チーム又は選手等の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき
 - (4) 本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき

とする。

2. 競技及び競技会に関連せずに別紙1の定める違反行為が認められた場合、裁定委員会は別紙1に基づき懲罰を科すことができる。

第32条 〔選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則並びにJFAフットボールエージェント規則に関する違反行為〕

加盟団体、加盟チーム、選手等及びフットボールエージェントの違反行為のうち、選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則並びにJFAフットボールエージェント規則に関する違反行為については、第3条に定める都道府県協会等の司法機関への懲罰権の委任は適用されず、本協会規律委員会が直接かつ専属的に懲罰権を有するものとし、調査、審議し、懲罰を決定する。

第33条 〔裁定委員会の調査、審議〕

加盟団体、加盟チーム、選手等及びフットボールエージェントの違反行為のうち、前2節に定めるもの（競技及び競技会に関する違反行為並びに選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則及びJFAフットボールエージェント規則に関する違反行為）を除くものに対しては、本協会の裁定委員会又は第3条〔都道府県協会等の司法機関における懲罰〕所定の都道府県協会等の司法機関が、調査、審議し、懲罰を決定する。

第34条 〔違反行為〕

1. 加盟団体、加盟チーム、選手等及びフットボールエージェントが次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第4条の懲罰を科す。
 - (1) 本協会の各種規程・規則に違反したとき
 - (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき
 - (3) 本協会、加盟団体、加盟チーム又は選手等の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき
 - (4) 本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき

本条の規定が裁定案件においても適用可能であることを確認的に明確化する

- (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
- (6) 職務に関して不正な利益を收受し又は要求した場合、若しくは、これらを供与し、申込み、又は約束したとき
- (7) 職務に関して脱税その他不正な経理を行ったとき
- (8) 本協会又は加盟団体の財産の横領、窃取又は詐取行為をしたとき

2. 前項にかかわらず、指導者（指導者ライセンスを有する者並びに加盟チームの監督、コーチ及び役職員として登録されている者）及び審判指導者が、指導において、暴力、侮辱的発言、わいせつな言動又はその他不適切な手段を用いた場合、〔別紙3〕『指導に関連した懲罰基準』に従って懲罰を科すものとする。

〔改正〕

〔別紙1〕競技及び競技会に関する懲罰基準

- (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
- (6) 職務に関して不正な利益を收受し又は要求した場合、若しくは、これらを供与し、申込み、又は約束したとき
- (7) 職務に関して脱税その他不正な経理を行ったとき
- (8) 本協会又は加盟団体の財産の横領、窃取又は詐取行為をしたとき

2. 指導者（指導者ライセンスを有する者並びに加盟チームの監督、コーチ及び役職員として登録されている者）及び審判指導者が、指導において、暴力、侮辱的発言、わいせつな言動又はその他不適切な手段を用いた場合、〔別紙3〕『指導に関連した懲罰基準』に従って懲罰を科すものとする。

3. 競技及び競技会に関して本条の定める違反行為が認められた場合、規律委員会は本条に基づき懲罰を科すことができる。

第48条の2 〔決定の公表〕

本協会は、不服申立委員会の決定及びその概要を原則として公表する。ただし、公表にあたり、申立人又はその他の関係者のプライバシー等の権利に配慮するものとし、当該権利を侵害するおそれがある等、特段の事情がある場合において、公表を差し控えることができるものとする。

〔改正〕

2024年 3月7日（2024年 4月 1日施行）

〔別紙1〕競技及び競技会に関する懲罰基準

競技及び競技会に関する違反行為に対する懲罰基準を下記の通り定める。なお、1-1、1-2及び2-1を除き、共通して、以下の各号の定めを適用する。

（1）同一競技会において同種の違反を繰り返した場合の出場停止試合数又は期間は、下記に定める最低の試合数又は期

本条の規定は規律案件においても適用可能であることを確認的に明確化する

不服申立委員会の事案についての公表を規定する（規律委員会・裁定委員会の場合と同様の基準）

表現の適正化（下記に共通して適用される事項をまとめて列挙する）

間に2を乗じた数とする。ただし、情状等によりこれを軽減することは妨げない。

(2) 下記に定める最低の出場停止試合数又は期間を超えて懲罰を科す場合、違反行為及びその結果の重大性に応じてこれを行う。

(3) 2試合以上の出場停止処分を科す場合、原則として、罰金が併科されるものとする。

記

1. 警告

競技規則に基づき主審が警告を命じた場合で、以下の1-1又は1-2に該当する場合、規律委員会は各項①号以下の定めにより懲罰を科す。

1-1. 異なる試合において繰り返し警告を受けた場合

① 当該競技会において繰り返し警告を命じられた場合：[別紙2]第2条第1項に従い、当該競技会において最低1試合の出場停止。

② 当該競技会において、上記①の処分に該当する行為を重ねて行った場合（以下、単に「繰り返した場合」という。）：当該競技会において最低2試合の出場停止。

1-2. 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合

① 1回目の場合：最低1試合の出場停止。

② 繰り返した場合：最低2試合の出場停止及び罰金。

2. 退場

競技規則に基づき主審が退場を命じた場合、規律委員会は、以下の2-1(1)から(10)又は2-2から2-7の①号以下の定めにより懲罰を科す。

1. 警告

競技規則に基づき主審が警告を命じた場合で、以下の1-1又は1-2に該当するとき、規律委員会は以下の各号の定めにより懲罰を科す。

1-1. 当該競技会の異なる試合において繰り返し警告を受けた場合

1試合の出場停止（[別紙2]第2条第1項に従う）

1-2. 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合

1試合の出場停止

2. 退場

競技規則に基づき主審が退場を命じた場合、規律委員会は、以下の各号の定めにより懲罰を科す。

退場に伴う出場停止等に関する規定の見直し

FIFA及びAFC等の基準に合わせ、退場に伴う出場停止に関する規定（違反行為の種類とその懲罰）を整理する

2-1. 以下のいずれかに該当する場合

- (1) 著しい反則行為
- (2) きわめて危険な行為
- (3) 乱暴な行為
- (4) 審判員の判定に対する執拗な抗議
- (5) 他の選手、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱
- (6) 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す
- (7) きわめて反スポーツ的な行為
- (8) 策略的な行為を繰り返す
- (9) 主審に無断で抗議のためにフィールドを離れる行為
- (10) その他、きわめてスポーツマンらしくない行為
 - ① 1回目の場合：最低1試合の出場停止
 - ② 繰り返した場合（内容は同一でなくてもよい）：最低2試合の出場停止及び罰金

2-2. 選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為

- ① 1回目の場合：最低2試合の出場停止及び罰金
- ② 繰り返した場合：最低4試合の出場停止及び罰金

2-3. 選手等に対してつばを吐きかける行為

- ① 1回目の場合：最低6試合の出場停止及び罰金
- ② 繰り返した場合：最低12ヶ月の出場停止及び罰金

2-4. 審判員に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為

- ① 1回目の場合：最低2試合の出場停止
- ② 繰り返した場合：最低4試合の出場停止及び罰金

2-5. 審判員に対する傷害の意図のない乱暴な行為

- ① 1回目の場合：最低4試合の出場停止及び罰金
- ② 繰り返した場合：最低8試合の出場停止及び罰金

2-6. 審判員に対する暴行・脅迫

- ① 1回目の場合：最低6ヶ月の出場停止及び罰金。
- ② 繰り返した場合：最低12ヶ月の出場停止及び罰金

2-7. 審判員に対してつばを吐きかける行為

- ① 1回目の場合：最低12ヶ月の出場停止及び罰金。

2-1. 相手チームの決定的得点機会の阻止

1試合の出場停止

2-2. 意図的に警告又は退場を受ける行為

最低1試合の出場停止

2-3. 著しい反則行為

最低2試合の出場停止及び罰金

2-4. 選手等に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用

最低1試合の出場停止

2-5. 選手等に対する反スポーツ的行為

最低1試合の出場停止

2-6. 選手等に対する暴行（肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等）

最低3試合の出場停止及び罰金

2-7. 観客に対する挑発行為

最低2試合の出場停止及び罰金

② 繰り返した場合：無期限の出場停止

3. その他の違反行為

3-1-2. 選手等による競技場又はその周辺関連施設における故意による器物破損行為

① 1回目の場合：最低1試合の出場停止

② 繰り返した場合：最低2試合の出場停止及び罰金

3-1-3. 乱闘、喧嘩

乱闘又は喧嘩に関与した者に対する処分は以下の通りとする。ただし、乱闘又は喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔て又は分離するだけのことをしようとした者は懲罰を受けない。

① 1回目の場合：最低6試合の出場停止

② 繰り返した場合：最低12ヶ月の出場停止

3-2-1. 公文書の偽造・変造

サッカーに関連して、公文書（住民票、パスポートなど。

2-8. 審判員の判定に対する執拗な抗議
最低1試合の出場停止

2-9. 審判員に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用
最低4試合の出場停止及び罰金

2-10. 審判員に対する反スポーツ的行為
最低4試合の出場停止及び罰金

2-11. 審判員に対する威嚇又は脅迫
最低6ヶ月間の出場停止及び罰金

2-12. 審判員に対する暴行（肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等）
最低12ヶ月間の出場停止及び罰金

2-13. その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合
最低1試合の出場停止

3. その他の違反行為

3-1-2. 選手等による競技場又はその周辺関連施設における故意による器物破損行為

最低1試合の出場停止

3-1-3. 乱闘、喧嘩

乱闘又は喧嘩に関与した者に対する処分は以下の通りとする。ただし、乱闘又は喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔て又は分離するだけのことをしようとした者は懲罰を受けない。

最低6試合の出場停止

3-2-1. 公文書の偽造・変造

サッカーに関連して、公文書（住民票、パスポートなど。

選手証はこれに該当しない)を偽造・変造した場合

罰 則：最低12ヶ月のサッカー関連活動の停止

3-2-2. 選手証等の偽造・変造

選手証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書を偽造又は変造した場合

罰 則：処分決定日から1ヶ月のサッカー関連活動の停止

3-3. 出場資格の無い選手の公式試合への出場

(1) 出場資格の無い選手が公式試合に出場した場合、当該選手及びチーム関係者の故意過失の有無にかかわらず、当該試合は没収され、当該選手が所属するチームが0対3で敗戦したものとして扱われる(フットサルの場合は0対5、ビーチサッカーの場合は0対10)。ただし、当該チームにとって、実際の試合結果における得失点差のほうに不利となる場合は、実際の試合結果を有効なものとする。

(2) 前項に加え、以下の懲罰が科される。

チーム： 罰金処分(Jリーグのチームの場合：最低100万円の罰金、その他のチーム：10万円以下の罰金)

出場した選手： 処分決定日から1ヶ月間の出場停止(ただし、選手に故意が認められる場合に限る)

3-4. チームによる違反行為

① 1試合において同一チームの5名以上の選手等が、警告又は退場処分となった場合、当該チームに対して罰金が科される。

② 同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、又は、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行なった場合、当該チームに対して罰金が科される。

③ 前2項についての罰金は以下の通りとする。

(1) J1の場合：金50万円

選手証はこれに該当しない)を偽造・変造した場合

最低12ヶ月間のサッカー関連活動の停止

3-2-2. 選手証等の偽造・変造

選手証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書を偽造又は変造した場合

処分決定日から**最低1**ヶ月間のサッカー関連活動の停止

3-3. 出場資格の無い選手の公式試合への出場

(1) 出場資格の無い選手が公式試合に出場した場合、当該選手及びチーム関係者の故意過失の有無にかかわらず、当該試合は没収され、当該選手が所属するチームが0対3で敗戦したものとして扱われる(フットサルの場合は0対5、ビーチサッカーの場合は0対10)。ただし、当該チームにとって、実際の試合結果における得失点差のほうに不利となる場合は、実際の試合結果を有効なものとする。

(2) 前項に加え、以下の懲罰が科される。

チーム： 罰金処分(Jリーグのチームの場合：最低100万円の罰金、その他のチーム：10万円以下の罰金)

出場した選手： 処分決定日から**最低1**ヶ月間の出場停止(ただし、選手に故意が認められる場合に限る)

3-4. チームによる違反行為

① 1試合において同一チームの5名以上の選手等が、警告又は退場処分となった場合、当該チームに対して罰金が科される。

② 同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、又は、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行なった場合、当該チームに対して罰金が科される。

③ 前2項についての罰金は以下の通りとする。

(1) J1の場合：金50万円

(2) J2及び3の場合：金25万円

4-1. 選手等に対する罰金

選手等には、本規程に従い罰金が科されるものとする。ただし、本規程に金額に関する特段の定めがない場合の選手等に対する罰金の金額は以下のとおりとする。

- (1) J1の場合：出場停止処分1試合あたり金10万円（アマチュア選手を含む）
- (2) J2の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（アマチュア選手を含む）
- (3) J3及びJFLの場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（ただし、アマチュアの選手等は除く）

(4) 地域リーグその他の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（ただし、アマチュアの選手等は除く）

〔別紙2〕競技及び競技会に関する懲罰基準の運用に関する細則
第1条 〔6ヶ月以上等の懲罰を科す場合の運用について〕

1. 都道府県協会等の司法機関は、本協会の懲罰基準に基づき、懲罰を決定する。
2. 前項の定めにかかわらず、6ヶ月以上等の重罰の場合は、Jリーグを除く都道府県協会等の司法機関には決定権はないものとし、懲罰案を本協会規律委員会又は裁定委員会に連絡した上で、本協会規律委員会又は裁定委員会が決定するものとする。
3. 期間を定めず、特定の試合数の出場停止処分を科す場合であっても、その期間が6ヶ月を超える可能性がある場合は、前項と同様とする。

第2条 〔警告の累積による出場停止試合数〕

1. 警告の累積による公式試合の出場停止試合数は以下のとお

(2) J2及びJ3の場合：金25万円

4-1. 選手等に対する罰金

選手等には、本規程に従い罰金が科されるものとする。ただし、本規程に金額に関する特段の定めがない場合の選手等に対する罰金の金額は以下のとおりとする。

- (1) J1の場合：出場停止処分1試合あたり金10万円（アマチュア選手を含む）
- (2) J2の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（アマチュア選手を含む）
- (3) その他の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（ただし、アマチュアの選手等は除く）

以上

〔別紙2〕競技及び競技会に関する懲罰基準の運用に関する細則
第1条 〔6ヶ月間以上等の懲罰を科す場合の運用について〕

1. 都道府県協会等の司法機関は、本協会の懲罰基準に基づき、懲罰を決定する。
2. 前項の定めにかかわらず、6ヶ月間以上等の重罰の場合は、Jリーグを除く都道府県協会等の司法機関には決定権はないものとし、懲罰案を本協会規律委員会又は裁定委員会に連絡した上で、本協会規律委員会又は裁定委員会が決定するものとする。
3. 期間を定めず、特定の試合数の出場停止処分を科す場合であっても、その期間が6ヶ月間を超える可能性がある場合は、前項と同様とする。

第2条 〔警告の累積による出場停止試合数〕

1. 警告の累積による公式試合の出場停止試合数は以下のとお

表現の適正化

退場に伴う出場停止等に関する規定の見直し

りとする。なお、同一試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その2回の警告は累積に加算しない。

- (1) 1チームの最大試合数が9試合以下の競技会の場合：
警告の累積が2回に及んだ選手等は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
- (2) 1チームの最大試合数が10試合以上19試合以下の競技会の場合：
警告の累積が3回に及んだ選手等は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
- (3) 1チームの最大試合数が20試合以上の競技会の場合：
警告の累積が4回に及んだ選手等は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。

2. 前項各号の場合において、当該競技会で警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2回目以降については、2試合の出場停止処分とする。

3. 警告の累積による公式試合の出場停止処分は、当該警告処分を受けた競技会（大会規程等により当該競技会と一体を成すとみなされるものを含む。以下同じ）の試合のみに適用されるものとし、他大会に影響しない。

【例】(1)の競技会では、2回目で1試合、4回目で2試合、6回目で2試合の出場資格停止となる。

第9条 〔複数のチームで競技会に出場する場合の退場による公式試合の出場停止処分の消化〕

選手等が、複数のチーム（選抜チームや年齢制限付チーム等）にて競技会に出場する場合も前各条が適用され、出場停止処分は当該競技会にて順次消化されるものとする。この場合、一方のチームの選手として受けた出場停止処分は、当該チーム以外のチームの出場には影響しないものとする。

りとする。なお、同一試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その2回の警告は累積に加算しない。

- (1) 1チームの最大試合数が9試合以下の競技会の場合：
警告の累積が2回に及んだ選手等は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
- (2) 1チームの最大試合数が10試合以上19試合以下の競技会の場合：
警告の累積が3回に及んだ選手等は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
- (3) 1チームの最大試合数が20試合以上の競技会の場合：
警告の累積が4回に及んだ選手等は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。

2. 警告の累積による公式試合の出場停止処分は、当該警告処分を受けた競技会（大会規程等により当該競技会と一体を成すとみなされるものを含む。以下同じ）の試合のみに適用されるものとし、他大会に影響しない。

第9条 〔複数のチームで競技会に出場する場合の退場による公式試合の出場停止処分の消化〕

選手等が、複数のチーム（選抜チームや年齢制限付チーム等）にて競技会に出場する場合も前各条が適用され、出場停止処分は当該競技会にて順次消化されるものとする。この場合、一方のチームの選手等として受けた出場停止処分は、当該チーム以外のチームの出場には影響しないものとする。

競技規則と懲罰基準（JFA懲罰規程〔別紙1〕競技及び競技会に関する懲罰基準）の対比

2019. 7. 11

表 1. 選手の場合

競技規則	懲罰基準	懲罰
1 著しく不正なプレーを犯す	2-1(1) 著しい反則行為	最低 1 試合
2 乱暴な行為を犯す	2-1(3) 乱暴な行為	最低 1 試合
	2-2 選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低 2 試合及び罰金
	2-5 審判員に対する傷害の意図のない乱暴な行為	最低 4 試合及び罰金
	2-6 審判員に対する暴行・脅迫	最低 6 ヶ月及び罰金

競技規則と懲罰基準（JFA懲罰規程〔別紙1〕競技及び競技会に関する懲罰基準）の対比

2024. 3. 7

表 1. 選手の場合

競技規則	懲罰基準	懲罰
1 著しく不正なプレーを行う	2-3 著しい反則行為	最低 2 試合の出場停止及び罰金
2 乱暴な行為を行う	2-5 選手等に対する反スポーツ的な行為	最低 1 試合の出場停止
	2-6 選手等に対する暴行（肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける、又は殴打する等）	最低 3 試合の出場停止及び罰金
	2-7 観客に対する挑発行為	最低 2 試合の出場停止及び罰金
	2-10 審判員に対する反スポーツ的行為	最低 4 試合の出場停止及び罰金
	2-12 審判員に対する暴行（肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等）	最低 12 ヶ月間の出場停止及び罰金

退場に伴う出場停止に関する規定の見直しを受け、競技規則との対比表に反映させる。その他競技規則の表現を最新のものに修正

3	人をかむ、又は人につばを吐く	2-2	<u>選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為</u>	<u>最低2試合及び罰金</u>
		2-3	<u>選手等に対してつばを吐きかける行為</u>	<u>最低6試合及び罰金</u>
		2-6	<u>審判員に対する暴行・脅迫</u>	<u>最低6ヶ月及び罰金</u>
		2-7	<u>審判員に対してつばを吐きかける行為</u>	<u>最低12ヶ月及び罰金</u>
4	<u>意図的にボールを手又は腕で扱い、相手チームの得点又は決定的な得点の機会を阻止する（自分たちのペナルティエリア内にいるゴールキーパーを除く）</u>	2-1(1)	<u>著しい反則行為</u>	<u>最低1試合</u>
5	<u>競技者がフリーキックで罰せられる反則を犯し、全体的にその反則を犯した競技者のゴールに向かって動いている相手競技者の得点、又は、決定的な得点の機会を阻止する（「得点、又は、決定的な得点の機会の阻止」</u>	2-1(1)	<u>著しい反則行為</u>	<u>最低1試合</u>

3	人をかむ、又は人につばを吐く	2-6	<u>選手等に対する暴行（肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等）</u>	<u>最低3試合の出場停止及び罰金</u>
		2-1 2	<u>審判員に対する暴行（肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等）</u>	<u>最低12ヶ月間の出場停止及び罰金</u>
4	<u>ハンドの反則を行い、相手チームの得点又は決定的な得点の機会を阻止する（自分のペナルティエリア内でゴールキーパーが手や腕でボールに触れた場合を除く）</u>	2-1	<u>相手チームの決定的得点機会の阻止</u>	<u>1試合の出場停止</u>
5	<u>フリーキックで罰せられる反則を行い、全体的にその反則を行った競技者のゴールに向かって動いている相手競技者の得点、又は、決定的な得点の機会を阻止する（「得点、又は、決定的な得点の機会の阻止」に規定される警告の場合を除</u>	2-1	<u>相手チームの決定的得点機会の阻止</u>	<u>1試合の出場停止</u>

	に規定される警告の場合を除く)			
6	攻撃的な、侮辱的な、 <u>あるいは</u> 下品な発言や身振りを <u>する。</u>	2-1(5)	<u>他の選手、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱</u>	最低1試合
		2-4	<u>審判員に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為</u>	最低2試合
7	ビデオオペレーションルーム (VOR) に入る	2-1(1)	<u>著しい反則行為</u>	最低1試合

2. チーム役員の場合

	競技規則	懲罰基準	懲罰
1	ボールを放さない、ボールを遠くへける、競技者の動きをさえぎるなどで、相	2-1(7) <u>きわめて反スポーツ的な行為</u>	最低1試合

	く)			
6	攻撃的な、侮辱的な、 <u>若しくは</u> 下品な発言をする、 <u>又は行動をとる。</u>	2-4	<u>選手等に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用</u>	最低1試合の出場停止
		2-8	<u>審判員の判定に対する執拗な抗議</u>	最低1試合の出場停止
		2-9	<u>審判員に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用</u>	最低4試合の出場停止及び罰金
		2-11	<u>審判員に対する威嚇又は脅迫</u>	最低6ヶ月間の出場停止及び罰金
7	ビデオオペレーションルーム (VOR) に入る	2-13	<u>その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合</u>	最低1試合の出場停止

表2. チーム役員の場合 (本表において「チーム役員」とは競技規則に記載の用語の定義に従う)

	競技規則	懲罰基準	懲罰
1	ボールを放さない、ボールを遠くへける、競技者の動きをさえぎるなどで、相	2-13 <u>その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合</u>	最低1試合の出場停止

	手チームのプレーの再開を遅らせる			
2	意図的にテクニカルエリアを出て、次のことを行う： ・審判員に対して異議を示す、又は抗議する。 ・挑発したり、相手の感情を刺激するような態度をとる	2-1(4)	審判員の判定に対する執拗な抗議	最低 1 試合
		2-1(5)	他の選手、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	最低 1 試合
		2-2	選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低 2 試合及び罰金
3	攻撃的又は対立的な態度で相手チームのテクニカルエリアに入る	2-1(7)	きわめて反スポーツ的な行為	最低 1 試合
4	競技のフィールドに物を意図的に投げ入れる、又はけり込む	2-1(7)	きわめて反スポーツ的な行為	最低 1 試合

	手チームのプレーの再開を遅らせる			
2	意図的にテクニカルエリアを出て、次のことを行う： ・審判員に対して異議を示す、又は抗議する。 ・挑発するような、又は相手の感情を刺激するような行動をとる	2-8	審判員の判定に対する執拗な抗議	最低 1 試合の出場停止
		2-4	選手等に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用	最低 1 試合の出場停止
		2-13	その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合	最低 1 試合の出場停止
3	攻撃的又は対立的な態度で相手チームのテクニカルエリアに入る	2-4	選手等に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用	最低 1 試合の出場停止
		2-13	その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合	最低 1 試合の出場停止
4	競技のフィールドに物を意図的に投げ入れる、又はけり込む	2-13	その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合	最低 1 試合の出場停止

5	競技のフィールドに入り、次のことを行う： ・審判員と対立する（ハーフタイムと試合終了後を含む） ・プレー、相手競技者、又は審判員を妨害する	<u>2-1(4)</u>	審判員の判定に対する執拗な抗議	最低 1 試合
		<u>2-1(7)</u>	<u>きわめて反スポーツ的な行為</u>	最低 1 試合
6	ビデオオペレーションルーム（VOR）に入る	<u>2-1(1)</u>	<u>著しい反則行為</u>	最低 1 試合
7	相手競技者、交代要員、チーム役員、審判員、観客、又はその他の人（ボールパーソン、警備員、競技会役員など）に対する身体的又は攻撃的な行動をとる（つばを吐く、かみつくだなど）	<u>2-2</u>	<u>選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為</u>	<u>最低 2 試合及び罰金</u>
		<u>2-3</u>	<u>選手等に対してつばを吐きかける行為</u>	<u>最低 6 試合及び罰金</u>
		<u>2-6</u>	<u>審判員に対する暴行・脅迫</u>	<u>最低 6 ヶ月及び罰金</u>

5	競技のフィールドに入り、次のことを行う： ・審判員と対立する（ハーフタイムと試合終了後を含む） ・プレー、相手競技者、又は審判員を妨害する	<u>2-8</u>	審判員の判定に対する執拗な抗議	最低 1 試合 <u>の出場停止</u>
		<u>2-13</u>	<u>その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合</u>	最低 1 試合 <u>の出場停止</u>
6	ビデオオペレーションルーム（VOR）に入る	<u>2-13</u>	<u>その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合</u>	最低 1 試合 <u>の出場停止</u>
		<u>2-5</u>	<u>選手等に対する反スポーツ的な行為</u>	<u>最低 1 試合の出場停止</u>
7	相手競技者、交代要員、チーム役員、審判員、観客、又はその他の人（ボールパーソン、警備員、競技会役員など）に対する身体的又は攻撃的な行動をとる（つばを吐く、かみつくだなど）	<u>2-6</u>	<u>選手等に対する暴行（肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等）</u>	<u>最低 3 試合の出場停止及び罰金</u>
		<u>2-10</u>	<u>審判員に対する反スポーツ的な行為</u>	<u>最低 4 試合の出場停止及び罰金</u>

		<u>2-7</u>	<u>審判員に対してつばを吐きかける行為</u>	<u>最低12ヶ月及び罰金</u>
8	攻撃的な、侮辱的な、又は下品な発言や身振りをする	<u>2-1(5)</u>	<u>他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱</u>	<u>最低1試合</u>
		<u>2-4</u>	<u>審判員に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為</u>	<u>最低2試合</u>
9	認められていない電子機器や通信機器を使用したり、電子機器や通信機器を使用して不適切な行動をとる	<u>2-1(1)</u>	<u>著しい反則行為</u>	<u>最低1試合</u>

		<u>2-1</u> <u>2</u>	<u>審判員に対する暴行（肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等）</u>	<u>最低12ヶ月間の出場停止及び罰金</u>
8	攻撃的な、侮辱的な、又は下品な発言をする、又は行動をとる	<u>2-4</u>	<u>選手等に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用</u>	<u>最低1試合の出場停止</u>
		<u>2-8</u>	<u>審判員の判定に対する執拗な抗議</u>	<u>最低1試合の出場停止</u>
		<u>2-9</u>	<u>審判員に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用</u>	<u>最低4試合の出場停止及び罰金</u>
		<u>2-1</u> <u>1</u>	<u>審判員に対する威嚇又は脅迫</u>	<u>最低6ヶ月間の出場停止及び罰金</u>
9	認められていない電子機器や通信機器を使用する、又は電子機器や通信機器を使用して不適切な行動をとる	<u>2-1</u> <u>3</u>	<u>その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合</u>	<u>最低1試合の出場停止</u>

1 0	乱暴な行為を犯す	2-1(3)	乱暴な行為	最低1試合
		2-2	選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為	最低2試合及び罰金
		2-5	審判員に対する傷害の意図のない乱暴な行為	最低4試合及び罰金
		2-6	審判員に対する暴行・脅迫	最低6ヶ月及び罰金

1 0	乱暴な行為を行う	2-5	選手等に対する反スポーツ的な行為	最低1試合の出場停止
		2-6	選手等に対する暴行（肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等）	最低3試合の出場停止及び罰金
		2-7	観客に対する挑発行為	最低2試合の出場停止及び罰金
		2-10	審判員に対する反スポーツ的行為	最低4試合の出場停止及び罰金
		2-12	審判員に対する暴行（肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等）	最低12ヶ月間の出場停止及び罰金